

2023年7月28日
日本板硝子株式会社

四日市事業所における土壤汚染発見に係る届出について

当社四日市事業所（三重県四日市市千歳町6番地）において、「砒素およびその化合物」による土壤汚染を発見したため、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、7月27日、四日市市役所に届出を行いましたので、以下の通り概要をお知らせします。

1. 内容

当社は、本年7月25日、事業所敷地既設の工場建屋内において、新規設備用基礎工事に伴い任意の方法により土壤を調査した結果、「砒素およびその化合物」による土壤溶出量基準の超過がありました。合わせて、土壤溶出量基準を超過した区画の地下水調査を実施したところ、基準値を超える「砒素およびその化合物」は検出されなかったことから、直ちに周辺環境への影響はないものと考えています。

今回の工事箇所（別紙参照）では、砒素およびその化合物の取扱い履歴がないことから、土壤汚染との因果関係は不明です。

基準を超過した有害物質および濃度は次のとおりです。

<土壤調査結果（土壤溶出量）>

物質名	検出濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準
砒素およびその化合物	0.016mg/L (1.6倍)	0.01mg/L

2. 対応

掘削部は既設建屋内であり、土間コンクリートにより被覆済のため、汚染の拡散防止措置および雨水浸透防止措置が講じられています。

以上

<お問い合わせ>

(報道関係等) 広報部 Tel : 03-5443-0100
(近隣住民の方) 四日市事業所総務課 Tel : 059-352-3115

<ご参考：土壤汚染調査位置>

